

社会福祉法人虹の会 短期入所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人虹の会が設置するあったかい（以下「事業所」という。）において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定短期入所（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。

2 事業所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前3項の他、「福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第65号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 あったかい

(2) 福井県 福井市文京7丁目8番23号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 生活支援員 県条例に基づき定められた人員配置基準以上

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄、食事等に関する援助を行う。

(主たる対象者)

第5条 事業所において、主たる対象者は、知的障害者とする。

(短期入所の定員)

第6条 事業所の定員は、1人とする。

(短期入所の内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額)

第7条 指定短期入所は次の通りとし指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 第8条に定める通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎に要する交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から1km 17円

4 事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

(1) 食事の提供 1,000円(朝、夕各1食)

(2) 交通費(片道)100円(事業所～施設、但し通常施設送迎利用者からは徴収しない)

(3) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの

5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 前項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、福井市の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業者は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、

負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第 10 条 入居に当たっては、次の事項に留意する。

- （1）利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- （2）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（緊急時における対応方法）

第 11 条 事業所の従業者は、短期入所の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第 12 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

（虐待防止のための措置）

第 13 条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるものとする。

（苦情解決）

第 14 条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（会計の区分）

第 15 条 事業所は、実施する短期入所の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人虹の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。

平成29年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正